

「経済と倫理：アダム・スミスに学ぶ」

堂目卓生

引用文集

①『国富論』と「見えざる手」

「どの個人も、できるだけ自分の資本を国内の労働を支えることに努め、その生産物が最大の価値を持つように労働を方向づけることにも努めるのであるから、必然的に社会の年間の収入をできるだけ大きくしようと努めることになる。たしかに個人は、一般に公共の利益を推進しようと意図してもいないし、どれほど推進しているかを知っているわけでもない。[中略] 個人はこの場合にも、他の多くの場合と同様に、見えざる手に導かれて、自分の意図の中にはまったくなかった目的を推進するのである。それが個人の意図にまったくなかったということは必ずしも社会にとって悪いわけではない。自分自身の利益を追求することによって、個人はしばしば、社会の利益を、実際にそれを促進しようと意図する場合よりも効果的に推進するのである。」（『国富論』第二巻、303-304頁：傍点は引用者による）

②人間本性としての同感

「人間がどんなに利己的なものと想定されうるにしても、あきらかに人間の本性の中には、何か別の原理があり、それによって、人間は他人の運不運に関心をもち、他人の幸福を — それを見る喜びの他にはなにも引き出さないにもかかわらず — 自分にとって必要なものだと感じるのである。この種類に属するのは、哀れみまたは同情であり、それは、われわれが他の人々の悲惨な様子を見たり、生々しく心に描いたりしたときに感じる情動である。われわれが、他の人々の悲しみを想像することによって自分も悲しくなることがしばしばあることは明白であり、証明するのに何も例を挙げる必要はないであろう。」（『道徳感情論』上巻、23頁）

③胸中の公平な観察者の形成

「われわれは、この世に生まれでると、喜ばせたいという自然的欲求から、交際するすべての人にとって、つまり自分の親、教師、仲間にとって、どんなふるまいが快適であるかを考慮するように自分を習慣づける。われわれは、個々人に対して話しかけ、しばらくのあいだは喜んで、あらゆる人の好意と明確な是認とを得るという不可能で道理に合わないもくろみを追求する。しかしながら、われわれは、まもなく経験によって、この明確な是認が普遍的にはまったく獲得できないことを教えられる。われわれが、対処すべきもっと重要な利害関係をもつようになるやいなや、われわれは、ひとりの人を喜ばせることによって、ほとんどまちががなく他の人の意に反するという、そして、ある人の機嫌をとることによって、しばしば他の人びとすべてをいらだたせるかもしれないということを知る。[中略] このような一方的な判断から、自分自身を守るために、われわれはまもなく、自分と自分が一緒に生活する人びととの間の裁判官を心の中に設けることを学ぶ。われわれは、自分が、非常に公

平で公正な人物、すなわち自分自身に対しても、自分の行動によって利害を受ける人びとに対しても、特別な関係を何ももたない人物の前で行為しているように思う。彼は、かれらにとっても自分にとっても、父でも兄弟でも友人でもなく、単に人間一般、中立的な観察者であり、われわれの行動を、われわれが他の人びとの行動を見る場合と同じように、利害関心なしに考察する存在である。」（『道徳感情論』上巻、306-307 頁）

④野心の起源

「人類が、われわれの悲哀に対してよりも歓喜に対して全面的に同感する気持ちをもっているために、われわれは自分の富裕をみせびらかし、貧困を隠すのである。[中略] この世のすべての苦勞と騒ぎは何を目的とするのか。貪欲と野心の、富、権力および優越の目標は何であるのか。それは自然の必要を満たすためであるのか。最も貧しい労働者の賃金でさえ自然の必要を満たすことができる。その賃金が彼に食料と衣服と住宅および家族という快適さを提供するのを、われわれは見ている。[中略] それでは、人びとのさまざまな身分のすべてにわたって行なわれる競争は、どこから生じるのであろうか。そして、われわれが自分の境遇の改善と呼ぶ人生の大目的によって意図する利益は何であらうか。観察されること、同感と好意と明確な是認とをもって注目されることが、われわれが自分の境遇の改善から引き出すことを意図する利益のすべてである。単なる安樂または喜びではなく、虚栄が、われわれの関心を引くのである。」（『道徳感情論』上巻、128-129 頁）

⑤野心が秩序を乱す可能性

「人間生活の不幸と混乱の大きな原因は、ひとつの永続的境遇と他の永続的境遇の違いを過大評価することから生じるように思われる。貪欲は貧困と富裕の違いを、野心は私的な地位と公的な地位の違いを、虚栄は無名と広範な名声の違いを過大評価する。それらの過度な情念のうちのどれかの影響下にある人は、個人の状態として不幸であるだけでなく、しばしば、彼がそのように愚かにも感嘆する境遇に到達するために社会の平和を乱そうとする。彼は、ほんの少しでも周りを観察すれば、健全な心の持ち主が、人間生活の通常の境遇のすべてにおいて、等しく冷静で、等しく快活で、等しく満足していることを確信したはずである。たしかに、それらの境遇のうちのあるものは他のものよりも好まれるに値するかもしれない。しかし、それらのうちのどれも、慎慮または正義の諸規則の蹂躪にわれわれを駆り立てる情熱的な欲望をもって追求されるに値するものではない。」（『道徳感情論』上巻、433 頁）

⑥スミスが認める競争の形

「富と名誉と出世をめざす競争において、彼はすべての競争者を追い抜くために、できるかぎり力走していいし、あらゆる神経、あらゆる筋肉を緊張させていい。しかし、彼がもし、彼らのうちのだれかをおしのけるか、投げ倒すかするならば、観察者たちの寛容は完全に終了する。それは、フェア・プレイの侵犯であって、観察者たちが許しえないことなのである。」（『道徳感情論』上巻、217-218 頁）

⑦互恵の場としての市場

「人間社会のすべての構成員は、相互の援助を必要としているし、同様に相互の侵害にさらされている。必要な援助が、愛情から、感謝から、そして友情と尊敬から、相互に提供される場合は、その社会は繁栄し、そして幸福である。[中略]しかし、必要な援助が、そのように寛容で私心のない動機から提供されることがないとしても、また、その社会の構成員の間に相互の愛情や愛着がないとしても、その社会は、幸福さと快適さにおいて劣るとはいえ、必然的に解体することはないであろう。社会は、さまざまな人びとの間で—さまざまな商人の間でそうであるように—相互の愛情や愛着がなくても、社会は有用であるという感覚によって存立する。そして、社会の中の誰も他人に対して責務や感謝を感じなくても、ある一致した評価のもとで損得勘定にもとづいた世話を交換することによって、いぜんとして維持されるのである。」（『道徳感情論』上巻、222—223頁）

⑧スミスの幸福論（1）：幸福の定義

「幸福は、平静と享楽にある。平静なしには享楽はありえないし、完全な平静があるところでは、どんなものごとでも、ほとんどの場合、それを楽しむことができる。」（『道徳感情論』上巻、432頁）

⑨スミスの幸福論（2）：幸福の条件

「健康で負債がなく、良心にやましいところのない人に対して何をつけ加えることができようか。この境遇にある人に対しては、財産のそれ以上の追加はすべて余計なものだというべきだろう。そして、もし彼が、それらの増加のために大いに気分が浮き立っているとすれば、それは最もつまらぬ軽はずみの結果であるにちがいない。」（『道徳感情論』上巻、116頁）

⑩スミスの幸福論（3）：幸福と不幸の間の落差

「この状態 [健康で、負債がなく、良心にやましいところがない状態] につけ加えうるものは、ほとんどないにしても、それから取り去りうるものは多い。この状態と人間の繁栄の最高潮との間の距離は取るに足りないのに対し、それと悲惨のどん底との間の距離は無限であり巨大である。」（『道徳感情論』上巻、117頁）

⑪スミスの幸福論（4）：貧困の真の苦痛

「貧乏な人は、[中略] 彼の貧困を恥じる。彼は、それが自分を人類の視野の外に置くこと、あるいは、他の人びとがいくらか彼に注意したとしても、自分が耐え忍んでいる悲惨と困苦について、彼らが、いくらかでも同胞感情をもつことはめったにないということを知っている。彼は [貧困と無視という] 双方の理由で無念に思う。無視されることと、否認されることは、まったく別のものごとなのではあるが、それでもなお、無名であることが名誉と明確な是認という日の光を遮るように、自分が少しも注意を払われていないと感じることは、必然的に人間本性の最も快適な希望をくじき、最も熱心な意欲を喪失させる。」（『道徳感情論』上巻、130頁）

⑫幻想と野心の社会的役割

「自然がこのようにしてわれわれをだますのは良いことである。人類の勤労をかき立て、継続的に運動させるのは、この欺瞞である。最初に人類を促して土地を耕作させ、家屋を建築させ、都市と公共社会を建設させ、人間生活を高貴で美しいものとするすべての科学と技術を発明改良させたのはこれなのであって、地球の全表面を大きく変化させ、自然のままの荒れた森を快適で肥沃な平原に転化させ、人跡未踏で不毛の大洋を生活資料の新しい資源とし、地上のさまざまな国民への交通の公道としたのは、これなのである。人類のこれらの労働によって、土地はその自然の肥沃度を倍加させ、前よりも多数の住民を維持するようになった。」（『道徳感情論』下巻、22-23頁）

⑬経済成長の真の目的

「下層階級の人びとのこのような改良は、社会にとって有利とみなされるべきだろうか、それとも不都合とみなされるべきだろうか。答は一見して十分に明らかだと思われる。さまざまな種類の使用人、労働者、職人は、どの大きな政治社会でも圧倒的大部分をなしている。この大部分の境遇を改良するものが全体にとって不都合であると見なさせるはずはけっしてありえない。成員の圧倒的大部分が貧困で惨めであるような社会は、繁栄した幸福な社会ではありえない。」（『国富論』第一巻、142-143頁）

⑭重商主義と独占の精神

「諸国民は、自国の利益はすべての隣国を乞食にしまうことであると教えられてきた。各国の国民は、自国と貿易するすべての国民の繁栄を怒りの目で見、彼らの利益は自国の損失だと考えるようになった。諸個人間の商業と同様、諸国民間の貿易は、本来は連合と友情の絆であるはずなのに、不和と敵意の最も豊かな源泉となっている。〔中略〕この教義を考案したのも広げたのも、もとは独占精神であったことに疑いの余地はない。」（『国富論』第二巻、372-373頁）

⑮自然的自由への復帰の仕方

「グレート・ブリテンに植民地貿易の独占権を与えている法律を、少しずつかつ徐々に緩和し、やがてほとんど自由にしてしまうことは、暴動や無秩序の危険からグレート・ブリテンを永久に解放する唯一の方法である。それは、資本の一部を過度に成長した事業から引きあげ、保護された産業よりも利潤の低い他の産業に振り向けることを可能にし、そうせざるを得なくする唯一の方策である。そして、それは、保護された産業部門を徐々に縮小させ、他の産業部門を徐々に拡張させることによって、すべての産業部門を、完全な自由が必然的に確立し、また完全な自由だけが維持し得る自然で健全で適正な均衡に向かって、しだいに復帰させることができる唯一の方策だと思われる。」（『国富論』第三巻、200-201頁：傍点は引用者による）

⑩ 穏健な規制緩和論者としてのスミス

「植民地貿易を、今すぐ、すべての国に全面解放することになれば、一時的な混乱を引き起こすだけでなく、現在それに労働や資本を投じている人びとの大部分に、大きな永続的損害を与えることになりかねない。グレート・ブリテンの消費量を上回る八万二千樽のタバコを輸入する船舶が、植民地貿易の解放によって突然仕事を失うだけでも、きわめて深刻な事態として感じられるであろう。重商主義のすべての規制の不幸な結果とはそういうものなのだ！ [中略] どのようにして植民地貿易を段階的に自由化していくべきなのか、まず最初に撤廃されるべき規制は何で、最後まで残しておくべき規制は何であるのか、完全な自由と正義の自然的体系はどのようにしだいに回復されるべきものなのか。われわれは、これらの問題を将来の政治家と立法者の英知に委ねなければならない。」（『国富論』第三巻、201頁）

⑪ 統合案（1）：課税と代表権の問題

「アメリカの指導者たちの社会的な地位を維持し、彼らの野心を満足させる方法としては、本国議会で議席を用意すること以上に明快なものはないと思われるが、いずれにせよ、何らかの方法が思いつかれないかぎり、彼らが、自発的に服従することはありそうにない。われわれは、彼らを武力で服従させようとする場合に流される血の一滴一滴が、われわれの同胞の血か、あるいは、同胞にしたいと思う人びとの血であるということを忘れるべきではない。事態がここまで進んでしまっているのに、植民地を武力だけで簡単に征服することができると思っている人は、非常に愚鈍な人である。現在、大陸議会と呼んでいるものの決議を取り仕切っている人びとは、ヨーロッパの偉大な大臣たちでさえ感じることもできないほどの社会的重要性を自分の中に感じているであろう。彼らは、商店主、小商人、弁護士から政治家や立法者となり、今や、広大な帝国のための新しい政治形態を作り出すことに携わっている。そして、彼らは、この帝国が、かつて世界に存在したことの無い偉大で恐るべき帝国になるだろうと自負し、事実そうなる見込みもきわめて大きいのである。」（『国富論』第三巻、228-229頁）

⑫ 統合案（2）：首都移転の可能性

「[統合の後] アメリカで生まれた人びとは、アメリカが帝国の政治の中心から遠く離れていることは、それほど長く続かないだろうと考えるかもしれないし、その考えには、もっともな理由がある。アメリカにおける富と人口と改良のこれまでの進歩は非常に急速であり、おそらく一世紀もたてば、アメリカの納税額がブリテンの納税額を超えるであろう。そうなれば、帝国の首都は、帝国全体の防衛と維持に最も貢献する地方へと自然に移動することになるだろう。」（『国富論』第三巻、233-234頁）

⑬ 分離案

「もし分離案が採用されるのなら、グレート・ブリテンは、平時の植民地防衛の年経費からただちに解放されるばかりでなく、自由貿易を効果的に保証する通商条約を植民地との間に締結することができるだろう。自由貿易協定は、現在グレート・ブリテンが保有している独

占貿易よりも、商人にとっては不利だが、大多数の国民にとっては有利なものである。このようにして良友と別れることになれば、近年の不和がほとんど消滅させてしまった本国に対する植民地の自然な愛情は急速に復活するだろう。そうなれば、彼らは、分離するときに結んだ通商条約をいつまでも尊重するだろうし、貿易だけでなく戦争においても、われわれを支持し、現在のような不穏で党派的な臣民であるかわりに、最も誠実で好意的で寛容な同盟者になってくれるだろう。こうして、古代ギリシャの植民地と母都市との間に存在したのと同種の、一方の側の親としての愛情と他方の側の子としての尊敬が、グレート・ブリテンとその植民地との間に復活するだろう。」（『国富論』第三卷、219-220頁）

㊦『国富論』の結論

「ブリテンの支配者たちは、過去一世紀以上の間、大西洋の西側に大きな帝国をもっているという想像で国民を楽しませてきた。しかしながら、この帝国は、これまで想像の中にしか存在しなかった。これまでのところ、それは帝国ではなく、帝国に関する計画であり、金鉱山ではなく、金鉱山に関する計画であった。それは、何の利益ももたらさないのに巨大な経費がかかってきたし、現在かかり続けている。また、今までどおりのやり方で追求されるならば、これからもかかりそうな計画である。なぜなら、すでに示したように、植民地貿易の独占の結果は、国民の大多数にとって、利益ではなく、単なる損失だからである。今こそ、われわれの支配者たちが — そして、おそらく国民も — ふけてきた、この黄金の夢を実現するか、さもなければ、その夢から目覚め、また国民を目覚めさせるよう努めるべきときである。もしこの計画を実現できないのであれば、計画を断念すべきである。もし帝国のどの植民地も帝国全体の財政を支えることに貢献させられないのであれば、今こそ、グレート・ブリテンが、戦時にそれらの領域を防衛する費用、平時にその民事的・軍事的施設を維持する費用から自らを解放し、将来の展望と計画を、自分の身の丈に合ったものにするよう努めるべきときである。」（『国富論』第四卷、358-359頁）

スミスの著作（邦訳）

『道徳感情論』（1759）、水田洋訳、上・下巻、岩波文庫、2003年。

『修辞学・文学講義』（1762）、水田洋・松原慶子訳、名古屋大学出版会、2004年。

『法学講義』（1763）、水田洋訳、岩波文庫、2005年。

『国富論』（1776）、杉山忠平訳、水田洋監訳、全四巻、岩波文庫、2000-2001年。

『国富論』（1776）、山岡洋一訳、全二巻、日本経済新聞社、2007年。

『アダム・スミス哲学論文集』、水田洋他訳、名古屋大学出版会、1993年。

注）上記引用文において、『道徳感情論』は水田訳を、『国富論』は杉山・水田訳を用いた。ただし、どの引用文も訳文の通りではなく、引用者（堂目）によって修正が施されている。